

入場料等その他これに類する料金の徴収の有無について

「入場料その他これに類する料金(以下、「入場料等」)とは、入場料や参加費など、当館をご利用の際に生じる金銭のやりとりを指します。

入場料等の徴収が認められるご利用は、施設利用料に通常料金の1.5倍の割増料金が適用されます。

☆「入場料等」徴収有として

割増料金(通常料金の1.5倍)が適用される基準

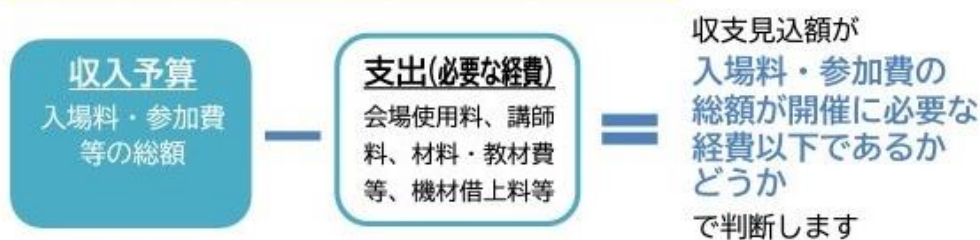
「会館使用時に 金銭のやり取りがある。
(事前の入場料、参加費の徴収を含みます)」

+

「金銭のやり取りにより 主催者に 利益が上がる(※)」

※収支計画書等で、主催者に 利益があがらないことが確認できる場合、通常料金でご利用いただけます。(様式に決まりはありません)

「主催者に利益があがらない」とは、入場料・参加費等の総額が、開催に必要な経費以下であることをいいます。



「入場料徴収」は上図のとおり基準を設けております。

入場料等徴収有と判断されるご利用は、割増料金適用の対象となります。お申込み内容により、収支計画書のご提出をお願いする場合がございます。

※令和5年1月4日以降の利用日分から適用